

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成25年11月22日
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番

質問者 保延 務

記

番号	質問の項目と要旨
	<p>I 東村山市保育施策の推進に関する基本方針（案）を問う</p> <p>東村山市保育施策の推進に関する基本方針（案）パブリックコメント版（以下 方針案といいます）に関して質問します</p> <p>(一) 方針案 第三章の2の(2) (42P) 施策推進に必要な人材・財源・設備等の確保の考え方については、今後、市が課題に対応する施策を推進していくために必要な人材・財源・設備等を確保するためには---「慎重に検討した上で判断する」としながらも</p> <p>「民間事業者と市が連携・協力体制を築いて共同で取り組む方法」 「新規事業を民間事業者の誘致により実施する方法」 「民営化により維持・発展させる方法等」により、民間活力を導入して実施していくことを基本とする。となっているが「民間」だけになっていて、市の「公的機関として果たすべき役割」がなくなっている。</p> <p>43P- 「重点を置く取り組み」（一覧表）にも公立の欄には「建替え」が入っていない。私立の欄には「建替え」が入っている。</p> <p>児童福祉法からいって、市が公的機関として、中心的役割を発揮した上で、「民間活力の導入も図る」のが本来の保育の在り方ではないのか。考え方として「民間活力がすべての方針案は疑問である。見解を伺う。</p> <p>(二) 方針案 第六章の1の(1) (61P) (1) 人材の確保では、公立保育園に勤務する職員については---職員数をふやすことはできません。（と断定し）今後公立保育園を民間に移管することにより---人員体制を構築します。としている。なぜ「職員をふやせない」か伺う。</p> <p>また、(2) 財源の確保では、公立保育園を民間に移管することで---市単独負</p>

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成25年11月22日
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番

質問者 保延 務

記

番号	質問の項目と要旨
	<p>担が軽減された効果額を活用します。</p> <p>(3) 保育施設の整備（老朽化対策を含む）では、民間事業者により行うことを基本とします。となっている。</p> <p>これでは、「民間事業者」がなければ、職員も財源も施設整備も、何もできないことになる。こういう方針はおかしい。なぜそうなるのか説明されたい。</p> <p>「子育て重視」の方針はなくなったのか、「子育てするなら東村山」のスローガンは下ろしたのか。見解を伺う。</p> <p>(4) 民間に移管して創出された財源の一部は「基金」に積み立てるというが、この基金は「何に使うのか」明らかにされたい。また、「一部」とはどの程度のことをいうのか示されたい。</p> <p>(三) 民間では保育士は低賃金で、なり手不足が深刻化していると聞く （東京新聞 2013 年 8 月 21 日付け一生活図鑑 8 面） 責任の重さの割に賃金が見合っていないと言う。当市及び多摩 26 市の公立の保育士と民間保育士の賃金・労働環境の実態及び比較を明らかにされたい。</p> <p>(1) 全職種と保育士の比較</p> <p>(2) 保育士の公立と民間、東村山市と多摩 26 市の比較 資格 年齢 性別 経験年数 勤続年数など比較可能な典型例で示されたい。</p> <p>(3) 東村山市では、民間などでなり手不足はないか。実態を伺う。</p> <p>(4) 保育士不足をどのようにして解決するのか伺う。</p> <p>(四) 第二保育園問題について</p> <p>1 第二保育園の民営化は保護者の反対で「凍結」されているが、5 エリア構想でいえば2園が移管対象となる。どことどこか伺う。</p> <p>この「方針（案）」では、民間移管の対象施設の選定については、</p> <p>◇ 「様々な条件を総合的かつ慎重に検討したうえで設定した『基準』に基づい</p>

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成25年11月22日

議席番号 22 番

東村山市議会議長 様

質問者

記

保延 啓

番号	質問の項目と要旨
	<p>て検証または選定することとします。」</p> <p>◇「この選定『基準』の策定および『選定手続き』は、法制度や市の施策実施における基本姿勢に沿って取り組むこととし」</p> <p>◇「その際には、これまでの議論や利用者の意見を踏まえた客観的な視点に配慮する」こととします。となっている。</p> <p>◆この方針（案）で現在パブコメをやっている。方針（案）とは「これから決める」もので、したがって（案）である。そのことをまず確認したい。 (移管対象施設は未定ということでもいいか)</p> <p>2 建設年度の古い第二保育園の耐震診断を行わず、第三や第五の耐震診断を先にやっているのは、「すでに民間移管を前提としているようにみえるが」上記の「民間移管の対象施設の選定」に反している。見解を伺う。</p> <p>3 方針案の 施策推進の優先度の考え方として「安全・安心な施設環境の整備」を第一にあげている。市立保育園のあり方提言書（以下 提言書といいます）でも「共通認識が得られた内容」として「耐震診断などの安全性の確保は、可能な限り前倒しでとりくむべきである」としている。しかるに第二保育園については、当然やるべき耐震診断がやられていない。これはどうしたことか。第二保育園については、耐震診断も建替えもやらないと決めたのか。そうだとすれば差別待遇ではないか。見解を伺う。</p> <p>4 提言書の中で「市立保育園の民営化について」「意見交換で出された内容」として3ページのうちほとんどは民営化消極論である。</p> <p>◇「市立保育園に対する市民の信頼度は高く市はこの役割に対する期待に応えていかななくてはならない。そのためには現状の7園でもたりないのではないか」</p> <p>◇「施設の老朽化対策は、大事故を引き起こしてからでは遅いため、民営化に依存せず、公共施設の現状を把握しながら優先順位を決めて取り組んでいく必要がある」</p>

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成25年11月22日
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番
質問者

記

保延 務

番号	質問の項目と要旨
	<p>◇「老朽化した市立保育園でも、公共施設の少ない地域にある場合などは民営化などによる建て替えに頼らず市が責任をもって建替え、地域の防災拠点等として活用していくことも必要である」等々</p> <p>これらはまったく「基本方針（案）」には反映していないばかりか、真逆になっている。提言書は無視であり、何のための検討会なのかということになる。見解を伺う。また、どのようなことから逆になったか説明されたい。</p> <p>(五) <u>方針案全体を通じての考え方について</u></p> <p>1 方針案は、民間移管についての市にとっての財政的メリットのみでデメリットはほとんど明らかにされていない。したがって研究もされていない。特に最大の問題「直接被害をうける子ども」のことに思いが至っていない。「民営化の障害にならないよう」との観点のみである。見解を伺う。</p> <p>3 「民営化は、当該園保護者の納得なしには実施しない」と確約できるか。これを確約すれば、安心して真の話し合いが出来る。しかし肝心のこのことが方針案には無いように思う。見解を伺う。</p> <p>4 「老朽化して建替えが必要になっている保育園を、お金がかかるからと、そのまま「民間に丸投げする」などと言う方針は公的機関のモラルとしていかなものか。逆ではないかと思う。見解を伺う。</p> <p>5 東村山市立保育園のあり方検討会では「民営化消極論」が相当程度だされている。この場合、「相当慎重な検討がされてしかるべき」と思うが、その形跡がない。「都合の良いところだけ取り入れる」のはいかなものかと思う。方針案は民営化についてはまったく逆の扱いである。これでいいのか。見解を伺う。</p> <p>6 保育について考える一番の視点は「子どもの視点」「子どもの最善の利益で</p>

一般質問通告書

No. 5

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成25年11月22日

議席番号 22 番

東村山市議会議長 様

質問者 保延 裕

記

番号	質問の項目と要旨
	<p>はないかと思うが。方針案では「民営化対象園の子どもを除いて」という前提になる。「一部の子どもを除く最善の利益」でいいのか。「一部の子どもを犠牲にした、子どもの最善の利益」は成り立つか。見解を伺う。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
	<p>(要旨)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>